

富山大学自然科学研究支援センター運営委員会規則

平成 22 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、富山大学自然科学研究支援センター規則第11条第2項の規定に基づき、富山大学自然科学研究支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの諸規則の制定、改正及び廃止に関すること。
- (2) センター長及び施設長の人事に関すること。
- (3) 専任の教員の人事に関すること。
- (4) センターの予算に関すること。
- (5) その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 施設長
 - (3) 専任の教員
 - (4) 人間発達科学部から選出された教授 1人
 - (5) 芸術文化学部から選出された教授 1人
 - (6) 医学薬学研究部の各系から選出された教授 各1人
 - (7) 理工学研究部の各系から選出された教授 各2人
 - (8) 地域連携推進機構から選出された教授 1人
 - (9) 水素同位体科学研究センターから選出された教授 1人
- 2 前項第4号から第9号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項第3号の委員は、前条第3号に関する事項の審議には加わらない。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条第3号に関する事項を審議する会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ開会できない。議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(意見の聴取)

第6条 運営委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 運営委員会に、専門的事項を担当するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、研究振興部研究振興グループにおいて処理する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。